○国土交通省告示第八百三十七号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第五条第四項の規定に基づき、長野県が行う次の土地分類基本調査を、平成二十九年九月四日付けをもって国土調査として指定したので、同条第五項の規定により公示する。

平成二十九年九月十九日　国土交通大臣　石井　啓一

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
長野県	測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第二十七条第二項の規定により国土交通大臣の刊行した五万分の一地形図「妻籠」の図幅内の地域（長野県の区域に限る。）	指定の日から平成三十年三月三十一日まで

○国土交通省告示第八百三十八号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第三十八条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十九年九月七日に認定したので、同規則第四十一条の十一の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年九月十九日　国土交通大臣　石井　啓一

一　名称

株式会社石巻中部自動車学校

二　主たる事務所の所在地

宮城県石巻市門脇字浦屋敷百二十四番一号

三　適性診断の種類

特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千六百七十六号）第二章４に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第八百三十九号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十九年九月七日に認定したので、同規則第十二条の十一の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年九月十九日　国土交通大臣　石井　啓一

一　名称

株式会社石巻中部自動車学校

二　主たる事務所の所在地

宮城県石巻市門脇字浦屋敷百二十四番一号

三　適性診断の種類

特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千三百六十六号）第二章４に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第八百四十号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十九年九月六日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年九月十九日　国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5488号	イマージョンスーツ（その他のもの）（浮力を有するもの）（膨脹型）	ＴＫ―007Ｄ型	高階救命器具株式会社	大阪府大阪市浪速区久保吉一丁目１番34号

○関東地方整備局告示第二百三十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年九月十九日　関東地方整備局長　泊　宏

その関係図面は、平成二十九年九月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	市川市高谷一九一五番一三地先から同市高谷一九六三番五地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年九月十九日

○関東地方整備局告示第二百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年九月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月十九日　関東地方整備局長　泊　宏

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域　図面縦覧場所

道路の種類及び路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道　二百九十八号	市川市高谷一九一五番一三地先から同市高谷一九六三番五地先まで	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年九月二十日

○近畿地方整備局告示第百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年九月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月十九日　近畿地方整備局長　池田　豊人

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域

一般国道　百七十一号	高槻市大畑町三七一番一地内
〃　〃	高槻市南松原町一〇三番から同市京口町三三七番一四まで

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年十月十日

五　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所